

## 令和3年4月定例会 教育長報告

### ◆4月の主な活動

- 2日 交通安全グッズ 贈呈式（清水庁舎）[教育長]
- 8日 令和3年度市町教育委員会教育長会（静岡県庁）[教育長]
- 15日 教育委員会定例会（静岡庁舎）[教育長・委員]
- 23日 松村龍夫委員 辞令交付式（静岡庁舎）[教育長・松村委員]
- 28日 静岡県都市教育長協議会総会（磐田市内）[教育長]

### ◆5月の主な予定

- 17日 教育委員会定例会（清水庁舎）[教育長・委員]
- 24日 特別支援教育進路指導協議会総会（静岡市特別支援教育センター）  
[教育長]

報告第1号

**委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について（静岡市社会教育委員）**

静岡市社会教育委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和3年4月15日提出

静岡市教育委員会  
 教育長 赤堀文宣  
 （教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

1 内 容 推薦団体からの委員変更通知により、静岡市社会教育委員を解嘱及び解任並びに委嘱及び任命した。

2 根拠法令

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項及び第2項
- (2) 静岡市社会教育委員条例（平成15年静岡市条例第207号）第3条

3 解嘱及び解任する者

選出区分	氏名	性別	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学校教育関係者	おおいし 純詩 大石 純詩	男	静岡市立玉川小中学校 校長	3	2
学校教育関係者	えんどう 文朗 遠藤 文朗	男	静岡市立清水有度第一小学校 校長	2	2
社会教育関係者	おおはし 正行 大橋 正行	男	公益財団法人静岡市体育協会 専務理事	3	3

4 解嘱及び解任日 令和3年3月31日

5 委嘱及び任命する者

選出区分	氏名	性別	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学校教育 関係者	松永 浩久 <small>まつなが ひろひさ</small>	男	静岡市立清水興津中学校 校長	0	0
学校教育 関係者	小澤 美加 <small>おざわ みか</small>	女	静岡市立南藁科小学校 校長	0	0
社会教育 関係者	堀田 仁司 <small>ほった ひとし</small>	男	公益財団法人静岡市体育協会 専務理事	0	0

6 任命日 令和3年4月1日

7 任用期間 令和3年4月1日から令和3年6月30日

## (旧) 静岡市社会教育委員名簿

(任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日)

選出区分	氏名	職業・役職	委嘱回数
学識 経験者	しづえ 渋江 かさね	静岡大学 学術院教育学領域 准教授	3
学識 経験者	つのがえ 角替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	2
学識 経験者	おだ 小田 庸介	株式会社すろーらいふ 編集長	3
学識 経験者	すずき 鈴木 守	常葉大学 教育学部 准教授	新
学識 経験者	まつした 松下 光恵	NPO 法人男女共同参画フォーラムしずおか 代表理事	3
学校教育 関係者	おおいし 大石 純詩	静岡市立玉川中学校長	2
学校教育 関係者	えんどう 遠藤 文朗	静岡市立清水有度第一小学校長	2
社会教育 関係者	うんの 海野 俊彦	静岡市文化協会 副会長	2
社会教育 関係者	ごみ 五味 響子	静岡市番町市民活動センター センター長	2
社会教育 関係者	おおはし 大橋 正行	公益財団法人静岡市体育協会 専務理事	3
家庭教育 関係者	つかもと 塚本 尚代	静岡市PTA連絡協議会 理事	2
家庭教育 関係者	なみ 瀧 和子	NPO 法人バディプロジェクト 代表理事	2

( 12名 )

※在職年数が1年未満の者は0年と記載。

(新) 静岡市社会教育委員名簿

(任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日)

選出区分	氏名	職業・役職	委嘱回数
学識 経験者	しづえ 渋江 かさね	静岡大学 学術院教育学領域 准教授	3
学識 経験者	つのがえ ひろき 角替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	2
学識 経験者	おだ ようすけ 小田 庸介	株式会社すろーらいふ 編集長	3
学識 経験者	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 准教授	1
学識 経験者	まつした みつ恵 松下 光恵	NPO 法人男女共同参画フォーラムしずおか 代表理事	3
学校教育 関係者	まつなが ひろひさ 松永 浩久	静岡市立清水興津中学校長	新
学校教育 関係者	おざわ みか 小澤 美加	静岡市立南藁科小学校長	新
社会教育 関係者	うんの としひこ 海野 俊彦	静岡市文化協会 副会長	2
社会教育 関係者	ごみ まよこ 五味 響子	静岡市番町市民活動センター センター長	2
社会教育 関係者	ほった ひとし 堀田 仁司	公益財団法人静岡市体育協会 専務理事	新
家庭教育 関係者	つかもと ひきよ 塚本 尚代	静岡市PTA連絡協議会 理事	2
家庭教育 関係者	なま かずこ 瀧 和子	NPO 法人バディプロジェクト 代表理事	2

( 12名 )

※在職年数が1年未満の者は0年と記載。

報告第2号

## 委員の解任及び任命について（静岡市図書館協議会委員）

静岡市図書館協議会委員の解任及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和3年4月15日提出

静岡市教育委員会  
 教育長 赤堀 文宣  
 （教育委員会事務局教育局中央図書館）

## 記

- 1 内 容 推薦団体からの委員変更通知により、静岡市図書館協議会委員を解任及び任命した。
- 2 根拠法令
  - (1) 図書館法第14条、第15条及び第16条
  - (2) 静岡市図書館条例第12条

## 3 解任する者

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学校関係者	川崎 敦子 かわさき あつこ	前 静岡市立安東小学校長	3	3

- 4 解任日 令和3年3月31日

## 5 任命する者

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学校関係者	松浦 京子 まつら きょうこ	静岡市立美和小学校長	0	新

6 任命日 令和3年4月1日

7 任用期間 令和3年4月1日から令和3年8月31日

(参考)

### 静岡市図書館協議会委員（新）

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数※	委嘱回数
社会教育関係者	えのきと たもつ 榎戸 保	駿河古文書会 理事	1	1
学校教育関係者	まつうら きょうこ 松浦 京子	美和小学校長	0	新
社会教育関係者	せい なおこ 清 尚子	学校図書館を考える会静岡	1	1
市民委員	とよだ たかひろ 豊田 高広	市民委員	1	1
社会教育関係者	つばい もとゆめ 坪井 元芽	子どもの本を読む会 会員	1	1
学識経験者	な か はじめ ◎那珂 元	常葉大学 生涯学習学科 講師	1	1
市民委員	なかやま まゆみ 中山 真弓	市民委員	1	1
社会教育関係者	はしもと まさこ 橋本 正子	音訳ボランティアふれんど 会長	1	1
家庭教育関係者	もちつき ひろみ 望月 ひろみ	静岡市私立保育園長会 理事	3	2
学識経験者	やました きおり ○山下 紗織	前 静岡福祉大学 子ども学科 講師	1	1

◎…会長

(令和3年4月現在)

○…副会長

※在職年数が1年未満の者は0年と記載

任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日



(参考)

### 静岡市図書館協議会委員 (旧)

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数※	委嘱回数
社会教育関係者	えのきと たもつ 榎戸 保	駿河古文書会 理事	1	1
学校教育関係者	かわさき あつこ 川崎 敦子	安東小学校長	3	3
社会教育関係者	せい なおこ 清 尚子	学校図書館を考える会静岡	1	1
市民委員	とよだ たかひろ 豊田 高広	市民委員	1	1
社会教育関係者	つばい もとゆめ 坪井 元芽	子どもの本を読む会 会員	1	1
学識経験者	な か はじめ ◎那珂 元	常葉大学 生涯学習学科 講師	1	1
市民委員	なかやま まゆみ 中山 真弓	市民委員	1	1
社会教育関係者	はしもと まさこ 橋本 正子	音訳ボランティアふれんど 会長	1	1
家庭教育関係者	もちつき ひろみ 望月 ひろみ	静岡市私立保育園長会 理事	3	2
学識経験者	やました きおり ○山下 紗織	静岡福祉大学 子ども学科 講師	1	1

◎…会長

(令和3年3月末現在)

○…副会長

※在職年数が1年未満の者は0年と記載

任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日

その他①

## 静岡市指定文化財（史跡）の追加指定について

種別	史跡
名称	天王山遺跡
面積	49 m <sup>2</sup>
所在場所	静岡市清水区宮加三字天王山 716 番 2
所有者	静岡市

### 指定理由（抜粋）

天王山遺跡は、これまでの発掘調査で、縄文時代後期～弥生時代初頭までの住居や、墓等の遺構と豊富な遺物が発見されており、当時の生活を示す貴重な遺跡であることから、1969年（昭和44）7月1日に、市の史跡に指定された。

史跡指定地は、史跡公園の性格を持つ天王山公園として昭和50年（1975）に整備されているが、市有地北東側に隣接する未指定の私有地49m<sup>2</sup>についても、地権者の協力により一体的に整備されていた。今回、地権者からこの土地の寄付の申し出があり、市が新たに取得した。この土地について、引き続き保存・管理を行うため、追加指定を行う。

### 市指定史跡名勝天然記念物指定基準

史跡の部 （1）貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神籠石その他この類の遺跡

指定日 令和3年4月9日

## 静岡市指定文化財調書

種 別	史 跡	面 積	49 m <sup>2</sup>
ふりがな 名 称	てんのうさんいせき 天王山遺跡		
所 在 地	静岡市清水区宮加三字天王台 716 番 2		
所有者名 又は 団 体 名	静岡市	住 所 等	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
<p>説明及び指定の理由：</p> <p>【遺跡の概要・指定の経緯】</p> <p>天王山遺跡は、有度山東麓に立地する、縄文時代後期から古墳時代の集落遺跡である。日立製作所の拡張工事を契機とし、1951年（昭和26）から1953年（昭和28）にかけて、学術調査として第1次～第3次発掘調査が実施された。1954年（昭和29）に土地公有地化に際し、当該遺跡の主要部分を含む一帯が一括購入され、1969年（昭和44）7月1日には、都市計画道路拡幅部分（1948年策定）を除いた部分が、当時の生活を示す遺構と出土遺物が豊富であるとして、市の史跡に指定された。その後、1974年（昭和49年）に当該遺跡の北側で、かねてより計画されていた道路拡幅工事の実施が決定したことで、工事に先行する発掘調査が必要と判断し、第4次調査が実施された。その後、1976年（昭和51年）に補足調査として第5次調査が実施された。</p> <p>これまでの調査で、住居跡、屋外炉、土坑墓、堅果類貯蔵穴等の遺構が検出され、縄文時代前期～古代に至る土器、土製品、石器、骨角器等の遺物も多数出土した。また、縄文時代後期～弥生時代初頭までの各時代の遺物が層位的に出土し、各時代における遺物の共伴関係が把握されている。中でも、特徴的な巴弧線紋等をもつ縄文時代晩期前葉の土器型式は「清水天王山式」と呼ばれ、静岡県東部から山梨県にかけての標式的な資料となっている。</p> <p>このようなことから、天王山遺跡出土遺物のうち、第4・5次調査報告書掲載遺物について、静岡県における縄文時代から弥生時代の集落の実態を理解するうえで重要な一括資料として、2017年（平成29）3月24日に静岡県指定文化財に指定された。</p>			

【追加指定の理由】

当該遺跡の主要部分は、道路拡幅によって消滅した部分（指定地外）を除き、1975年（昭和50）に史跡公園の性格を持つ天王山公園として整備・保存された。

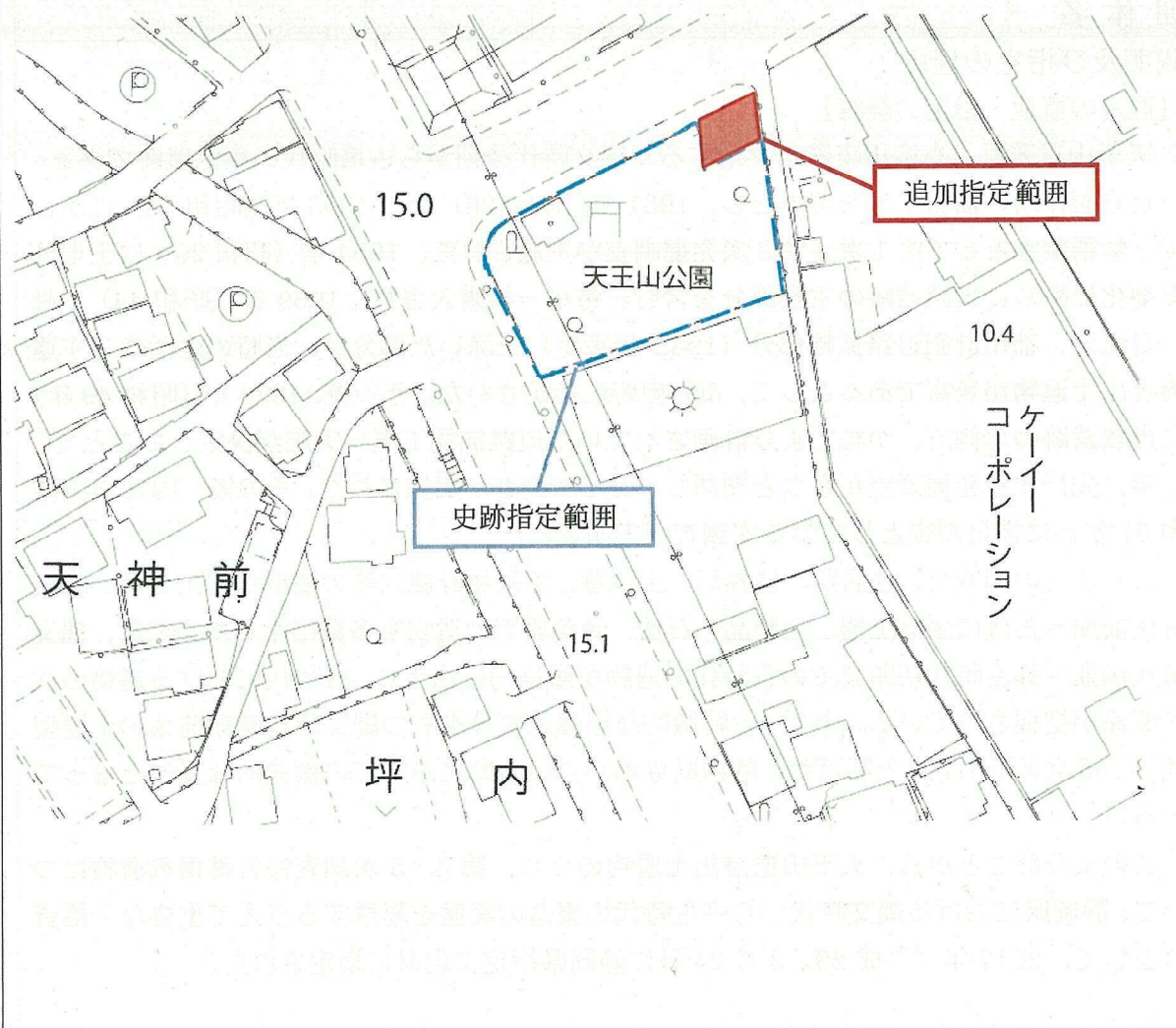
このうち、市有地の北東側に隣接する土地49㎡については、指定地外の民地であったが、地権者の協力により史跡指定地と同様に天王山公園として整備が行われていた。

この土地について、2020年（令和2）に地権者より寄付の申し出があり、市が新たに取得した。これまで一体に整備が行われていた部分であり、引き続き市で管理を行うために、追加指定を行う必要があると判断される。

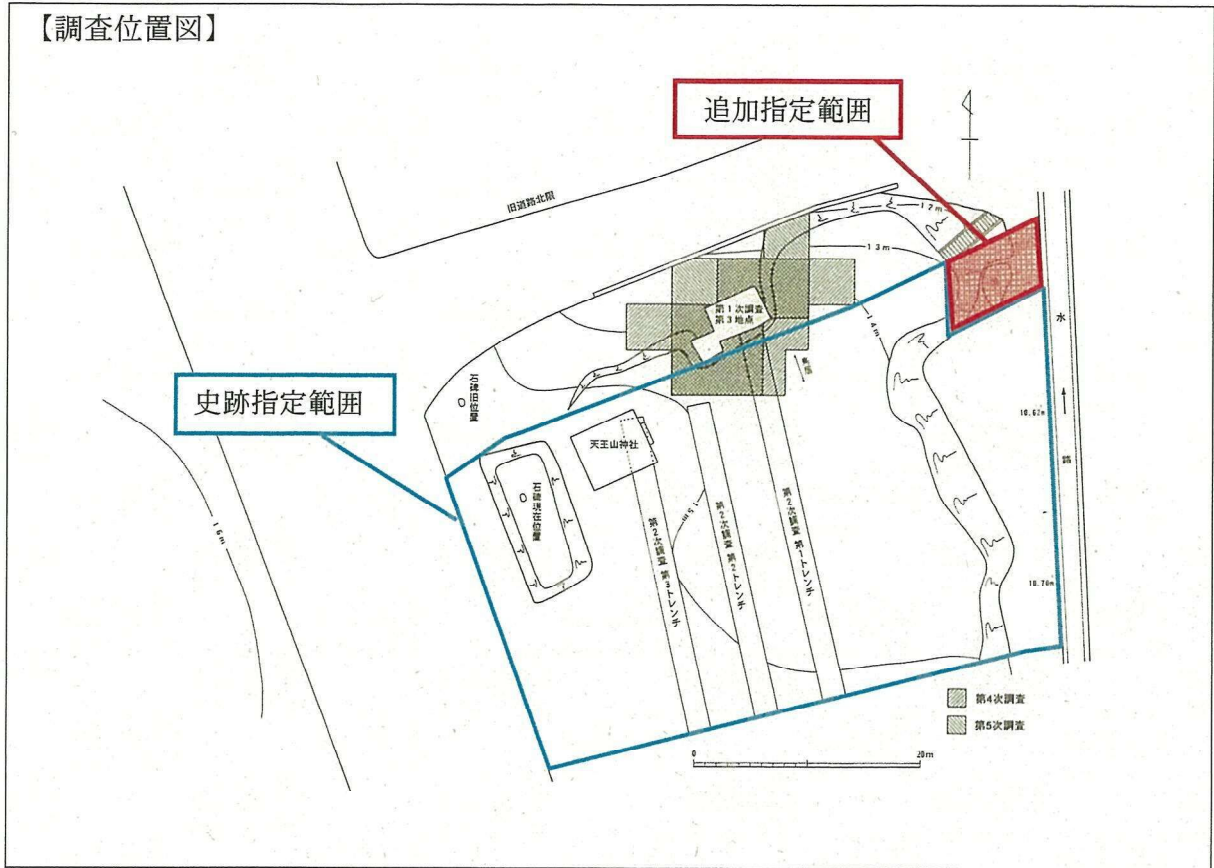
【指定の基準】

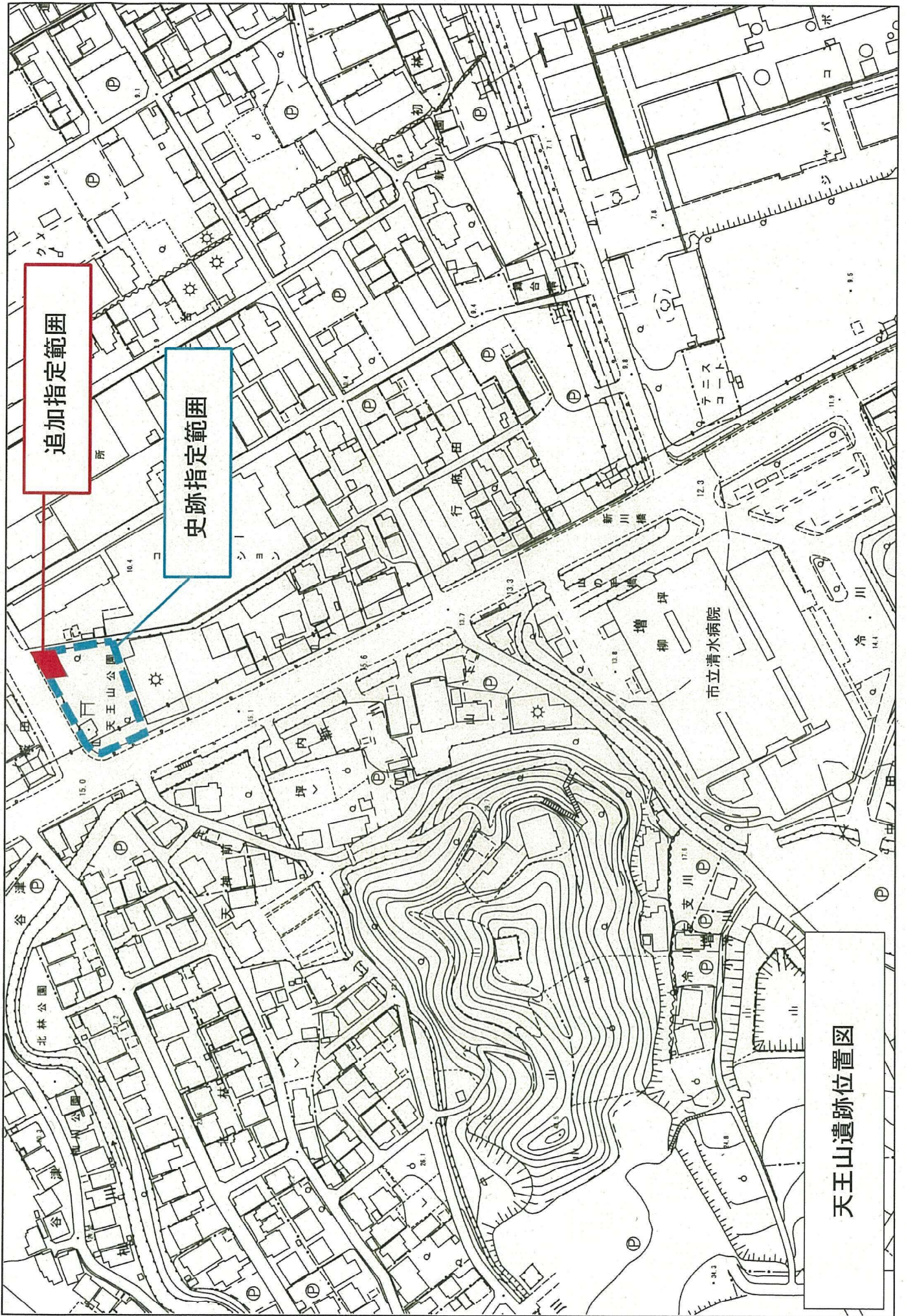
市指定史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部 (1) 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神籠石その他この類の遺跡

【位置図（都市計画図）】



【調査位置図】

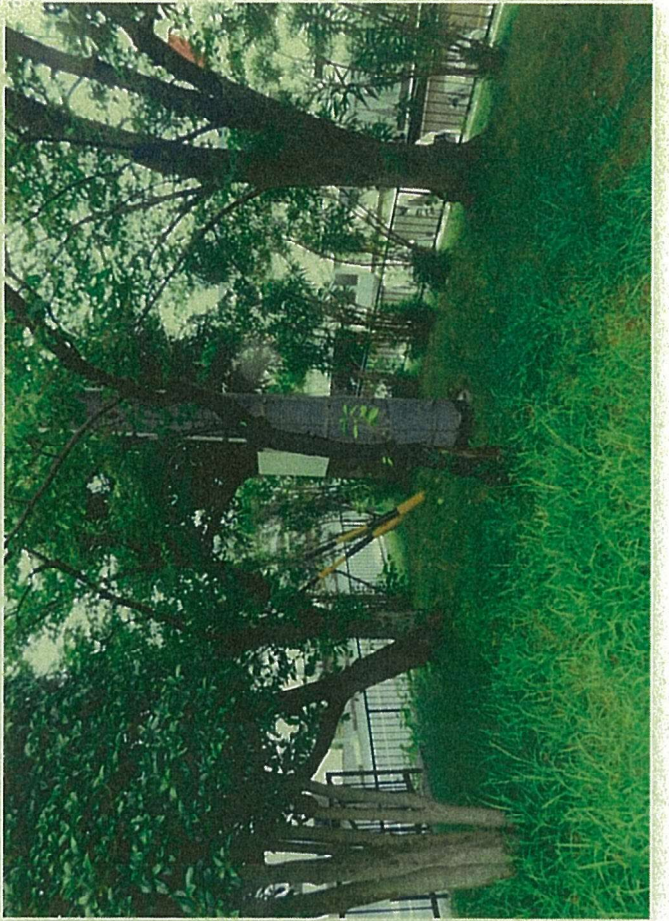




追加指定範囲

史跡指定範囲

天王山遺跡位置図



静 文 審 第 15 号  
令 和 3 年 3 月 15 日

静岡市教育長 赤堀文宣 様

静岡市文化財保護審  
会長 篠原 和大



静岡市指定文化財の追加指定について(答申)

令和3年3月15日付け02静観文財第4917号により諮問がありました静岡市指定文化財の追加指定については、慎重に審議した結果、指定することが適当との結論が得られましたので答申します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 種 別   | 史跡  |
| 2 名 称   | 天王山遺跡   |
| 3 面 積   | 49 m <sup>2</sup>   |
| 4 所在場所  | 静岡市清水区宮加三字天王台 716 番 2   |
| 5 所 有 者 | 静岡市   |
| 6 答申理由  | <p>天王山遺跡は、縄文時代後期から古墳時代の集落遺跡である。</p> <p>これまでの発掘調査で、住居跡、土坑墓等の遺構が検出され、縄文時代後期～弥生時代初頭までの各時代の遺物が層位的に出土したことから、当時の生活を示す遺構と出土遺物が豊富であるとして、1969（昭和44）年7月1日に、市の史跡に指定された。</p> <p>当該遺跡の指定地を含めた主要部分は、史跡公園の性格を持つ天王山公園として整備・保存されたが、今回、公園内の市有地北東側に隣接する未指定の土地 49 m<sup>2</sup>について、地権者より寄付の申し出があり、これを市が新たに取得した。これまで地権者の協力により、公園として一体に整備が行われていた部分であり、引き続き管理を行うためにも、追加指定を行うことがふさわしい。</p> |
| 7 指定基準  | 市指定史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部 (1) 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神籠石その他この類の遺跡  |



## 第5章 静岡市指定史跡名勝天然記念物

### (指定)

第32条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第29条第1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを静岡市指定史跡、静岡市指定名勝又は静岡市指定天然記念物(以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手が著しく多数であって個別に通知し難い事情がある場合には、その代表者又はこれに準ずる者に通知することをもって、個別に通知したものとみなす。

(平17条例48・一部改正)